入 札 説 明 書

１　契約担当者等

美瑛町長　角和　浩幸

２　入札に付す事項

（１）契約の目的の名称及び数量

建設機械の売払い（ロータリ除雪車2.6m/2,300t）　１台

（２）契約の仕様

別紙「車両仕様書」並びに「車両履歴書」のとおり

（３）物品の引渡は次に定めるところによる。（注１）

ア　売払代金を完納したことを領収済通知書で確認した日を譲渡日とし、同日付けで道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条に基づく所有権移転登録を行うのに必要な書類を交付するとともに、発注者と受注者で協議の上、物品を引渡す期日を決定する。

イ　引渡しを受けた時、直ちに物品受領書を提出すること。

ウ　譲渡日から15日以内に所有権移転登録を申請すること。「美瑛町」、「建設機械M22-2601」の表記を消す事。完了後、速やかに報告するものとする。

エ　車輌制限令（昭和36年政令第265号）第４条の制限値を超過し道路を通行する場合、受注者は、事前に道路管理者へ道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２に基づく特殊車輌の通行許可を受けた上で通行すること。

(2) 引渡場所　美瑛町大町４丁目（美瑛町除雪センター）

３　契約条項を示す場所　　美瑛町本町4丁目6番1号

美瑛町建設水道課

４　入札参加資格　　美瑛町建設工事等入札参加者資格を有し、過去５ヶ年で美瑛町の除排雪業務の請負実績があるもの。

５　入札執行及び開札の場所・日時

（１）入札及び開札場所　　上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

美瑛町役場３階　建設水道課

（２）入札及び開札日時　　令和７年１２月１６日（火）９時００分

６　入札書の提出等（送付による場合）

（１）　入札書提出場所　　郵便番号071-0292

上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

美瑛町建設水道課

（２）入札受付期間　　令和７年１２月１５日（月）17時（必着）

７　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は美瑛町財務規則第１３１条第１項第２号により免除する。

（２）契約保証金

契約保証金は美瑛町財務規則第156条第8号により免除する。

８　送付による入札の可否

認める。

９　契約書作成の要否

（１）　この契約は契約書の作成を要する。

（２）　落札者は、落札決定後速やかに契約の締結を書面で行うこと。

１０　その他

（１）　開札の時において、４に規定する資格を有しない者のした入札、美瑛町財務規則第137条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）　美瑛町財務規則第133条第１項の規定により定めた予定価格の制限以上で、最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

（３）　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（４）　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い入札書に記載する金額は、消費税等相当額を含めた金額とする。

（５）　売払い車の確認及び場所（注２）、（注３）

ア　日時　　令和７年１２月１５日（月）１７時００分まで

イ　場所　　美瑛町大町４丁目（美瑛町除雪センター）

（６）　契約に関する事務を担当する組織

ウ　名　称　　美瑛町建設水道課

エ　所在地　　上川郡美瑛町本町４丁目６番１号

オ　電話番号　016６－９２－４４３１

（７）　郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

（８）　初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

（９）　この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10)　この入札の執行は、公開する。

(11)　この契約の相手方となった者は美瑛町が発行する納入通知書により、指定の期日（納入通知書発行の日から20日以内）までに指定の場所に納付すること。

(12)　このほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

注１　物品の引渡しについて、当建設機械は夏タイヤを所有しておらず、スパイクタイヤを装着しているため、運送の際は道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）第12条によりスパイクタイヤによる自走が禁じられていることに留意すること。

注２　当該建設機械の引き渡し後は、不具合等を理由に売払い金の返還・修理費用の請求は出来ないため、車両確認結果を参考に各自で判断の上、入札金額を見積もること。なお、車両確認をしなかった場合であっても同様とする。

注３　売払い車の確認時に、試乗の申し出があった場合、認めることとする。